

40 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について

(環境省、総務省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 再生可能エネルギーの最大限の導入などによるエネルギーの脱炭素化を着実に進めることはもとより、国民・産業界・地方自治体が果たす役割を踏まえ、地域の脱炭素化を推進する取組に対する支援を強化すること。
また、脱炭素化推進事業債について、期限を延長した上で、水素関連技術を活用する事業を対象とするなど、対象や事業規模の拡充を行うこと。
- (2) 全国に先駆けて流域一体のカーボンニュートラルに取り組む「矢作川・豊川CNプロジェクト」や次世代太陽電池を地域に最大限導入することを目指す「ペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクト」など、先導的な脱炭素プロジェクトの推進のため、制度面、技術面、財政面などでより一層の支援を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入や住宅のスマートハウス・ZEH化等に対する財政的支援を拡充するとともに、温室効果ガス削減に資する革新的技術の開発・実用化を積極的に支援すること。
- (4) ゼロエミッション自動車の導入（公共部門を含む）、充電インフラや水素供給インフラの整備促進、運営費負担に対する財政的支援の拡充を図ること。

(背景)

- 「脱炭素プロジェクトの創出・支援」としては、2021年度から「あいちカーボンニュートラル戦略会議」を設置するとともに、全国の企業・団体から事業・企画アイデアを募集し、6件を選定している。2025年度には、「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」と、「ペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクト」を開始した。
- 「矢作川・豊川CNプロジェクト」は、国の「水循環基本計画」に流域一体での取組の先進事例として掲載されている。河川や上下水道など、水インフラにおける再生可能エネルギーの創出やエネルギーの省力化等に分野横断的に取り組むとともに、民間からの提案による新技術の社会実装に向けた実証実験を進めている。
- 国の「第9回次世代太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会」において、大都市圏の自治体に対して、「導入目標の設定やその実現に向けた取組を進めていくこと」が提案されており、本県の「ペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクト」においても、企業や市町村等が80者以上参画する推進協議会を立ち上げ、検討を進めている。
- 「建築物の脱炭素化の推進」及び「脱炭素型事業活動の促進」として、住宅用太陽光発電設備・蓄電池等の導入に対し、市町村と協調補助を実施している。また、国の交付金を活用

して再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入等を行う事業者に対する補助も実施しているが、省エネ相談や省エネ診断、SBTの認定取得など事業者の脱炭素経営に向けた取組を支援しており機運が高まっていることなどから、事業者からのニーズが多くなっており、交付金が十分に措置される必要がある。

- 「ゼロエミッション自動車の普及加速」としては、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」に基づき、「車両導入の支援」、「インフラ整備の拡充」、「蓄電給電機能の活用」を柱に自動車関係事業者、市町村と連携しながら取組を推進している。

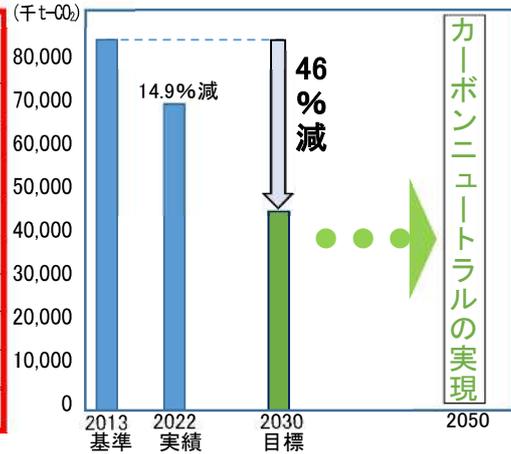
(参 考)

《あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）における【目標】と【重点施策】》

【目標】 2030 年度▲46%（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの実現
【重点施策】 1 脱炭素プロジェクトの創出・支援 2 意識改革・行動変容
3 建築物の脱炭素化の推進 4 脱炭素型事業活動の促進
5 ゼロエミッション自動車の普及加速 6 水素社会の構築

◇ 温室効果ガス排出量の削減目標

(単位：千 t-CO ₂)		2013 年度 排出量	2030 年度	
			排出量	2013 比
エネ 起源 CO ₂	産業部門	40,153	26,246	▲34.6%
	業務部門	12,072	3,721	▲69.2%
	家庭部門	8,584	1,922	▲77.6%
	運輸部門	13,327	7,171	▲46.2%
	エネ転換部門	2,435	1,885	▲22.6%
非エネ起源 CO ₂		2,225	1,764	▲20.7%
その他ガス※		3,588	2,105	▲41.3%
吸収源		-	▲330	-
合 計		82,384	44,483	▲46.0%



※その他ガスは、CH₄、N₂O、代替フロン等4ガスの合計

◇ 再生可能エネルギーの導入目標

2030 年度:2021 年度(335 万 kW)比 1.7 倍(580 万 kW)。(2023 年度実績:381 万 kW)

◇ 県の主な取組及び成果

- ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金
太陽光発電設備、蓄電池、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池等の導入補助。
補助実績 (2024 年度末まで) 23 億 7,710 万円 13 万 8,508 件
- ・再生可能エネルギー設備等導入支援事業費補助金・省エネルギー設備等導入支援事業費補助金
事業者に対し、自家消費型の再エネ設備、省エネ設備等を導入する経費の一部を補助。
補助実績 (2024 年度末まで) 再エネ:7 億 9,928 万円 136 件、省エネ 4 億 5,044 万円 215 件
- ・先進環境対応自動車導入促進費補助金
中小企業等の事業者に対し、EV・PHV・FCVを導入する経費の一部を補助。
補助実績 (2024 年度末まで) 20 億 4,398 万円 5,839 台
- ・充電インフラ整備促進費補助金
集合住宅や工場・事務所、商業施設等に充電設備を設置する事業者等に対し、経費の一部を補助。
補助実績 (2024 年度末まで) 2,398 万円 89 基
- ・自動車税種別割の課税免除
EV・PHV・FCVを対象に、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除。
課税免除実績 (2024 年度末まで) 61 億 1,038 万円 62,040 台

4 1 生物多様性の保全に係る取組の推進について

(環境省)

【内容】

- (1) 「30by30 目標※」の達成に向けて、企業による積極的な取組を促進するため、自然共生サイト等に係る支援証明書の発行無償化や、税制優遇などの経済的なインセンティブとなる施策を速やかに講じること。
- (2) 地域における保全活動を継続的に実施する担い手を養成するため、ユース世代における生物多様性の主流化の機運醸成や地方公共団体が行うユース活動支援策への財政的な支援を講じること。
- (3) 地方公共団体が行う特定外来生物の防除対策に対する十分な財政支援を講じるとともに、効果的な防除手法を開発すること。

※2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標

(背景)

- 2025年4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(以下「新法」という。)が施行され、企業等が実践する里地里山の保全や外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画の認定」等の規定が盛り込まれた。
- また、2024年3月には、関係省庁(環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省)により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定され、企業のネイチャーポジティブ経営への移行に向けた指針が示された。
- 県では、優良な取組を実践する企業を認証する「あいち生物多様性企業認証制度」を2022年度から運用しており、企業からは、組織的・長期的な保全活動を行うために、経済的なインセンティブを求める声がある。
- 国は、新法を踏まえたインセンティブ施策として「支援証明書制度」の本格的運用を2025年度中に予定しているが、認定されたサイト等の保全活動経費負担に鑑み、発行にかかる費用を無償とするなど、中小企業やNPO等も活用しやすい制度とするとともに、税制優遇など真に経済的インセンティブとなる施策が望まれる。
- 地域の保全団体では、経験豊富な高齢者が引退すると、保全活動のノウハウが継承されず、活動休止に至る場合もある。保全活動を継続・活性化するために、ユース世代の参加・育成は非常に重要であり、NPO等からもユースへの期待の声が多くある。
- 本県では、各地域のNPO等と連携して生物多様性保全に取り組むユース組織の支援を実施しているが、ユース組織だけでは財政的かつ技術的に自立は難しいのが現状である。また、継続的な活動につなげるために、学生の活動意欲が社会人になっても維持されるような仕組みづくりが重要である。
- 2024年8月には、「生物多様性国際ユース会議」が国内(横浜)で開催され、ユース世代の生物多様性への関心が高まっている。これを契機に、ユース世代における生物多様性の主流化に向けた更なる機運醸成や、地方公共団体が行うユース活動支援策への財政支援が望まれる。

- 近年、外来生物による地域の生態系への影響が拡大しており、県の生物多様性の保全において非常に大きな課題となっている。
- 2022年5月の外来生物法改正により、国、都道府県、市町村、事業者及び国民の責務に関する規定が創設され、国内で既に定着している特定外来生物の防除については、地方公共団体が担うこととなった。
- 現在、侵略的外来カミキリムシ類については、被害樹木の伐採以外に確実な防除手法がないため、より簡便・安価な防除手法の早急な確立が求められる。
- また、アライグマなど既にまん延している種については、効果的な低密度管理手法等を示すとともに、十分な財政支援が望まれる。

(参 考)

◇ あいち生物多様性企業認証制度 (2022年度～)

- ・県内の企業を対象に、「優良認証」及び「認証」の2区分で、生物多様性保全に貢献する取組を行っている企業を認証する。
- ・評価する主な項目は以下のとおり。

}	保全活動 (植樹、ビオトープ創出・管理)
	希少な動植物の保全や外来種の駆除
	環境配慮経営 (脱炭素、循環型社会形成)
	普及啓発活動 (自然観察会、セミナーの開催)
- ・2022～2024年度は、製造業、建設業、エネルギー、金融等、幅広い業種の67社を認証した (優良認証28社、認証39社)。



◇ 県が支援を行っている生物多様性保全に取り組むユース組織

○ 命をつなぐプロジェクト学生実行委員会 (2011年度～)

- ・大学生 (複数大学) で構成され、企業13社をはじめ、NPO、専門家、行政と連携
- ・知多半島臨海部の企業緑地 (知多半島グリーンベルト) において、ビオトープの整備やアニマルパスウェイの設置、モニタリング調査等の生態系保全活動や地域参加型のイベント等を実施
- ・2024年度の活動実績 51回・参加学生延べ333人



知多半島グリーンベルト
(2023年自然共生サイト認定)

○ GAIA (2019年度～)

- ・大学生 (複数大学) を中心に、中高生・社会人で構成
- ・県全域でのNPO等との連携による海岸清掃や外来種駆除活動等を実施 (毎年9箇所)
- ・愛知こどもの国での昆虫観察会、環境イベントでのブース出展、SNS・広報誌等による情報発信
- ・約90名の大学生等が参加 (2025年2月現在)



NPOと「GAIA」の保全活動

◇ 県で確認された特定外来生物等 (2025年2月末現在)

アライグマ、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク等41種類の特定外来生物が確認されている。

4.2 伊勢湾・三河湾の水環境の改善について

(農林水産省、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 伊勢湾・三河湾のきれいで生物多様性に富んだ豊かな海づくりのため、海域利用を踏まえた栄養塩類（窒素、りん）の適切な管理方策を次期総量削減基本方針（伊勢湾）へ位置づけること。
- (2) 水がきれいで、様々な生きものが生息・生育し、人々が親しめる「里海」に再生するため、省庁連携の取組としてダムや河川の堆積砂の有効活用等に必要な財政措置を講じ、深掘跡の埋戻しや覆砂、水質浄化機能を有する干潟・浅場・藻場の造成への支援を行うこと。
- (3) 下水道は水質浄化対策を進める上で重要な役割を担っており、流域下水道及び公共下水道の積極的な整備、既存施設の改築・更新を促進するため、十分な財政措置を講じること。
また、汚水処理の持続可能な事業運営を推進するため、広域化・共同化計画に基づく取組への支援を行うこと。
- (4) 浄化槽については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図るため、浄化槽管理者の負担を一層軽減する形で補助制度を充実するとともに、自治会等が設置・管理している老朽化した集中浄化槽（管きよを含む）の更新・撤去に対する補助制度を創設すること。

(背景)

- 閉鎖性海域である伊勢湾・三河湾では、環境基準の達成率は、CODは概ね横ばい、全窒素及び全りんは改善傾向にあるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られる。また、生物多様性の喪失、水辺の減少等の水環境に関する問題も発生している。
- これらの問題の解決には、海域利用を踏まえた適切な栄養塩類管理、干潟・浅場・藻場の造成、下水道の整備等による安定的な汚水処理の持続、合併処理浄化槽への転換・整備の促進等、各分野の施策を総合的かつ一体的に推進していくことが不可欠である。
- 豊かな海域環境に関して、2021年3月の「第9次水質総量削減の在り方について(答申)」では、「現行の指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行が必要」とされており、今後、策定される第10次総量削減基本方針に新たな管理方策の位置づけが必要である。
- 広域化・共同化計画を含めた全県域汚水適正処理構想（2023年3月改定版）をとりまとめ、これに基づき、未普及対策や広域化・共同化に取り組んでいる。
- 生活雑排水を処理せず公共用水域の汚濁の大きな要因となっている単独処理浄化槽は、2023年度末時点で全国に約336万基、愛知県では全国一の約31万基が残存しているため、早急な転換が求められる。

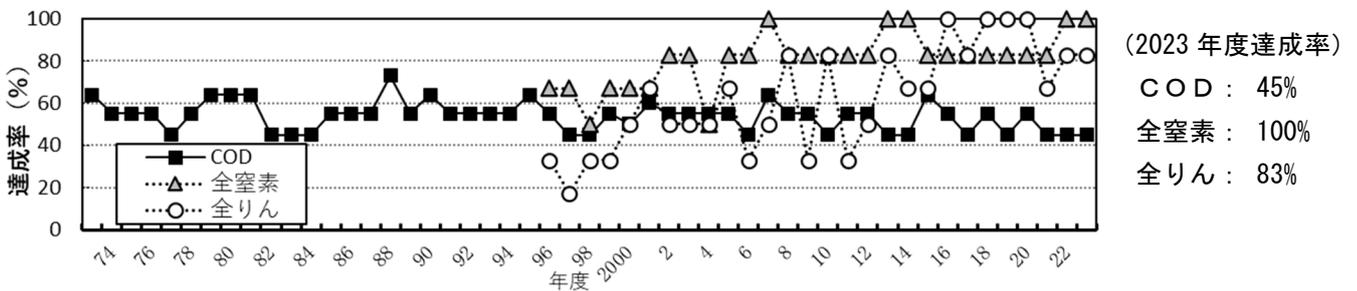
2019年6月に合併処理浄化槽への転換及び管理の向上を目的として浄化槽法が改正

された。県においても 2019 年度以降、転換に係る補助制度の充実や、市町村が設置する公共浄化槽に対する補助制度の導入等により転換促進を図っているが、補助制度を設けている市町村の財政負担の軽減や、自治会等が設置・管理している老朽化した集中浄化槽※（管きよを含む）の更新・撤去に対する補助制度の創設など、さらなる支援が必要である。（※複数の戸建て住宅の汚水を共同で処理する浄化槽のことをいう。）

- 特に、県では昭和 40 年頃、民間が開発した戸建て住宅団地などに設置された自治会等が管理する集中浄化槽が 20 市町に 98 基点在しており、それぞれ老朽化が進行し、その更新や維持管理に係る費用負担が課題となっている。このまま老朽化した集中浄化槽を放置すれば、生活環境保全上の問題になることから、その早急な支援が必要である。

（ 参 考 ）

◇ 伊勢湾・三河湾における環境基準達成率（COD、全窒素及び全りん）の経年変化



◇ 三河湾における干潟・浅場・藻場の経済価値

生態系サービスの分類		内容	経済価値
供給	食料	水産資源の供給	70.8億円/年
調整	水質浄化	漁業による窒素等の回収	79.5億円/年
		貝類による懸濁態有機物の除去	1,039.3億円/年
		干潟・浅場の水質浄化機能	745.8億円/年
	藻場の水質浄化機能	11.7億円/年	
大気質調整	貝類生産による二酸化炭素の固定	0.6億円/年	
	藻場による二酸化炭素の固定	0.9億円/年	
生息・生育地	生息・生育環境の提供	干潟の生物多様性保全	57.1億円/年
		産卵場、採餌場等の提供	39.5億円/年
文化	レクリエーションの場の提供	潮干狩り	6.8億円/年

(2017 年度 愛知県調べ)

◇ 下水道人口普及率の推移

